自治基本条例案比較表

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
目次 　前文 　第１章　総則（第１条ー第４条） 　第２章　市民、市議会及び市の執行機関等の役割（第５条ー第１１条） 　第３章　市政の原則と制度（第１２条ー第２４条） 　第４章　情報共有及び参画・協働（第２５条ー第３１条） 　第５章　コミュニティ活動（第３２条・第３３条） 　第６章　住民投票（第３４条・第３５条） 　第７章　国、他の地方公共団体等との連携（第３６条） 　第８章　自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第３７条ー第３９条） 　附則		
熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。 　わたしたちは、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下の平等のもと、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。 　今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関等と協働して、自主的、自立的に進めていかなければなりません。 　また、市議会及び市の執行機関等は、公共の福祉を踏まえながら、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。 　そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市の執行機関等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。	■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 熊本市がどういうまちであるか。 　地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化　など (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。 　主権者である住民の信託に基づく市政、情報共有、参画、協働　など (3) 自治基本条例制定の意義 　地方自治の本旨の実現、最高規範性（自治体の憲法といわれている意図がわかるように工夫）　など ■意見が分かれた項目と内容（両論併記） (2)に「公共の福祉の増進に努める」を盛り込むこと	

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
【第１章　総則】 （目的） 第１条　この条例は、市民の福祉を増進するため、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。	■条例に盛り込むべき項目と内容 （条例に規定する内容を明らかにするもの） (1) 自治の基本理念を明らかにするということ。 (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めるということ。 (3) 自治を推進するための基本原則を定めるということ。 （最終目的） (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、住民の福祉の実現を目指すとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すということ。	
（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1)　住民　本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2)　市民　次のいずれかに該当するものをいいます。 ア　住民 イ　本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ　本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。） (3)　市の執行機関等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。 (4)　参画　施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。 (5)　協働　同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。 (6)　市政　市の執行機関等及び市議会が行うすべての活動をいいます。 (7)　自治　自分たちの地域は自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。 (8)　まちづくり　自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(3) 市の執行機関等** ①市長②教育委員会③選挙管理委員会④人事委員会 ⑤監査委員⑥農業委員会⑦固定資産評価審査委員会 ⑧公営企業管理者⑨消防長 **(4) 参画** 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。 **(5) 協働** 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、できる範囲において役割と責任を担い、協力すること。 **(6) 市政** 市議会、市の執行機関等が行う全ての活動 **(7) 自治**	

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>(9)　コミュニティ　地域又は共通の関心によってつながった、身近な課題を解決するために活動する多様な組織及び集団をいいます。</td>
<td>■意見が分かれた項目と内容（両論併記）
<table>
<tr>
<td>(1) 住民
① 熊本市の区域内に住所を有する者
(2) 市民
① 熊本市の区域内に住所を有する者
② 熊本市の区域内に通勤する者
③ 熊本市の区域内に通学する者
④ 熊本市内の区域内で事業を営む者
⑥ 熊本市の区域内で活動する者</td>
<td>(1) 住民
熊本市の区域内に住所を有する者で自然人に限る。
(2) 通勤通学者
熊本市の区域内に通勤し若しくは通学する者
(3) 事業者等
熊本市の区域内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体

＊以下、記載されている「市民」は、「住民」となるが、その記載は省略する。</td>
</tr>
<tr>
<td>(8) まちづくり
自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動</td>
<td>(8) 地域づくり
市政の一部で良好な環境及び住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動

＊以下、記載されている「まちづくり」は、「地域づくり」となるが、その記載は省略する</td>
</tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
（自治の基本理念） 第３条　地方自治の本旨である住民自治及び団体自治を確立していくための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1)　主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政 (2)　一人ひとりの人権の尊重 (3)　情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進 (4)　市民の自発的、積極的な参画による市政・まちづくりの推進 (5)　将来にわたる持続可能な社会の実現 (6)　国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進	■条例に盛り込むべき項目と内容 地方自治の本旨に基づき、住民自治を拡充・推進しつつ、団体自治を確立していくため、次の基本理念を掲げる。 (1) 住民主権と信託に基づく市政 主権者である住民の意思を適切に反映した市政が行われること。 (2) 人権の尊重、住民の福祉の増進 一人ひとりの人権を尊重するとともに、住民の福祉の増進を図ること (3) 情報共有、信頼、協働 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 (4) 市民の自発的、積極的な参画 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。 (5) 持続可能な循環型社会の実現 (6) 国、県との対等な関係 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。	
（自治運営の基本原則） 第４条　市民、市議会及び市の執行機関等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1)　情報共有の原則　市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2)　参画の原則　参画により市政・まちづくりが行われること。 (3)　協働の原則　協働により市政・まちづくりが行われること。	■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 情報共有の原則 (2) 参画の原則 (3) 協働の原則 ■意見が分かれた項目と内容（両論併記） 「(4) 説明責任の原則」を盛り込むこと ■今後検討してもらいたい項目 「住民自治の原則」を盛り込むこと	

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
【第２章　市民、市議会及び市の執行機関等の役割】 （市民の権利） 第５条　市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令又はその性質上保有できないものを除きます。 (1)　市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利 (2)　市政・まちづくりに参画する権利	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(1) 市民の権利** 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有する。ただし、住民以外の市民の権利は、法令又はその性質上保有できる権利とする。 ① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利 ② 市政に参画する権利 ③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利 **(2) 市民の責務** 自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。 ① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。（義務規定） ② 市政への積極的な参画　（努力規定） ③ 自らまちづくりに取り組む（努力規定） ④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。（努力規定）	
（市民の責務） 第６条　市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。 (1)　市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めます。 (2)　市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。 ２　事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。		

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>■意見が分かれた項目と内容（両論併記）

市民の権利に、「協働請求権・協働諾否権」「地下水享受権」を盛り込むこと

市民の権利に、「憲法や法令に規定してある権利（以下①～④）」を盛り込むこと
① 憲法に規定する基本的人権を有し、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
② 自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民 訴訟の提起、その他の権利
③ 市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利
④ 安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利

(2)の④から「市内で活動するもの＝ＮＰＯ等」を除くこと</td><td></td></tr>
<tr><td>（市議会の役割）
第７条　市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、次の役割を担います。
（1）　市の執行機関等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めます。
（2）　広範な市民の意見の聴取及び集約に努めます。
（3）　分かりやすく開かれた議会運営に努めます。</td><td rowspan="2">■条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市議会の役割
市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。
① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現　（努力規定）
② 広範な市民の意見の聴取や集約　（努力規定）
③ 分かりやすく開かれた議会運営　（努力規定）
(2) 市議会議員の責務
① 政策の提案及び立法に関する活動を行うこと　（努力規定）
② 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと　（努力規定）
③ 説明責任を果たすこと（努力規定）</td><td></td></tr>
<tr><td>（市議会議員の責務）
第８条　市議会議員は、次に掲げる責務を担います。
(1)　市民の信頼に応え、誠実に職務を行います。
(2)　政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めます。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>（市長の責務）
第９条　市長は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。</td><td rowspan="3">■条例に盛り込むべき項目と内容

(1)市長の責務
市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。（義務規定）
(2)市の執行機関の役割
① 公平及び公正且つ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。（義務規定）
② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。（努力規定）
(3)職員の責務
① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。
② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。（義務規定）
③ 自己研さんに励む。（努力規定）

■意見が分かれた項目と内容（両論併記）

「市長の設置」「執行機関の連携協力」を盛り込むこと
「市長の責務」に「信託を受けた」を盛り込むこと</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>（市の執行機関等の役割）
第１０条　市の執行機関等は、次に掲げる役割を担います。
(1)　公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行います。
(2)　市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めます。</td></tr>
<tr><td>（市の職員の責務）
第１１条　市の職員は、市の執行機関等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するため自己研さんに努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>

【第３章　市政の原則と制度】

（市政の基本原則）

第１２条　市の執行機関等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。

(1)　自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。

(2)　健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。

(3)　市民に対しての説明責任を果たすこと。

</td>
<td>

■条例に盛り込むべき国目と内容

(1) 市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。

① 自治の基本理念、自治の基本原則にのっとった市政運営を行うこと。

② 健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。

③ 市民に対しての説明責任を果たすこと。

■意見が分かれた項目と内容（両論併記）

<table>
<tr><td>「市政運営の基本原則」とする。</td><td>「行政運営の基本原則」とする。
① 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定すること
② 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。
③ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければならない。
④ 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければならない。</td></tr>
</table>

</td>
<td></td>
</tr>
</table>

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
（総合的かつ計画的な市政） 第１３条　市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。 ２　市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映させるとともに、市民への周知を図ります。 ３　市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、行政評価を実施し、その結果を総合計画に反映させるとともに、広く市民に公表します。	■意見が分かれた項目と内容（両論併記） **(1)総合的かつ計画的な市政運営** ① 市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。（義務規定） ② 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。（努力規定） ③ 市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。（義務規定） ④市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。（義務規定） （総合計画） (1)　市の行政は、総合計画に基づいて、計画的に行わなければなりません。 (2) 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成され、議会の議決により策定される最上位の計画です。 (3) 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。 (4) 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。 (5) 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。 (6) 総合計画以外の計画は、総合計画を基礎として、財政計画の裏づけと結合していかなければなりません。	

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
	（行政評価） 第２４条　市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年１回実施しなければなりません。 ２　市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・提供しなければなりません。 ３　市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。 ４　市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。 （行政改革） (1) 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。 (2) 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。 (3) 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。	

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>（効率的で効果的な市政）
第１４条　市の執行機関等は、効率的で効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。
２　市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。
３　市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。</td>
<td>■意見が分かれた項目と内容（両論併記）
<table>
<tr><td>(2) 効率的で効果的な行財政運営
① 市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。（義務規定）
② 市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。（義務規定）
③ 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。（義務規定）</td><td>（健全で透明な財政運営）
(1) 市の財政の状況を総合的に把握し、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。
(2) 市は、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行い、財務諸表を作成し、公表しなければなりません。
(3) 市は、予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明に加えて、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明らかにするため、目・節を明記し、これを公表しなければなりません。
(4) 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。
(5) 市の予算は、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。
(6) 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。</td></tr>
</table></td>
<td></td>
</tr>
</table>

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
	(7) 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。 (8) 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。 ① 市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。 ② 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。 ③ 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第１号に定める管理計画に従って進めなければなりません。 (9) 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します	

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
（組織体制） 第１５条　市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(1) 組織体制** ① 市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。（義務規定） **(2) 人事体制** ① 市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。（義務規定） ② 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。（義務規定） **(3) 審議会等** ① 市は、必要に応じ審議会等を設置する。 ② 市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。（努力規定） **(4) 総合的な行政サービス** ① 市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。（義務規定） **(5) 公益通報制度** ① 市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。（義務規定） ② 市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。（義務規定） ■意見が分かれた項目と内容 (5)に、「自治体法務」を盛り込むこと	
（総合的な行政サービス） 第１６条　市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。		
（人事体制） 第１７条　市の執行機関等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。 ２　市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。		
（公益通報制度） 第１８条　市の執行機関等は、公益通報（市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。）を受ける体制を整備します。 ２　市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。		
（審議会等） 第１９条　市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。 ２　市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。		

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>（行政手続）
第２０条　市の執行機関等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。</td><td rowspan="4">■条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 行政手続
① 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。（努力規定）
(2) 意見等の取り扱い
① 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。（努力規定）
② 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。（義務規定）
(3) 苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）
① 市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。（努力規定）
(4) 説明責任
① 市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。（義務規定）</td><td></td></tr>
<tr><td>（意見等の取扱い）
第２１条　市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。
２　市の執行機関等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。</td><td></td></tr>
<tr><td>（説明責任）
第２２条　市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。</td><td></td></tr>
<tr><td>（苦情処理機関）
第２３条　市は、公平かつ中立的な立場で市の執行機関等が行う市政に関する市民の苦情を処理するため、別に条例の定めるところにより、苦情処理機関を設置します。</td><td></td></tr>
<tr><td>（危機管理）
第２４条　市の執行機関等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
【第４章　情報共有及び参画・協働】 （情報共有の原則） 第２５条　市の執行機関等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。 ２　市民は、市の執行機関等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。 ３　市の執行機関等は、情報提供に関する仕組みの整備に努めます。	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(1) 情報共有** ② 市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。（努力規定） ③ 市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。（努力規定） ④ 市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。（努力規定） **(2) 個人情報保護** ① 市の執行機関等及び市議会は、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。（義務規定）	
（個人情報保護） 第２６条　市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。		

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>■意見が分かれた項目と内容（両論併記）
<table><tr><td>(1) 情報共有
① 市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との<u>共有財産であることを認識する。</u>（義務規定）</td><td>(1) 情報公開・共有の原則
① 市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。
(2) 行政の意思決定過程の情報の共有
① 市長等は、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。
② 前項における意思決定過程の情報は、次の各号に掲げるものとします。
ア　課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
イ　検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
ウ　他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
エ　総合計画における位置づけ
オ　当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
カ　政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
キ　将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
ク　政策・計画等にかかる住民参加の状況</td></tr></table>
「情報公開条例により」「個人情報保護条例により」を盛り込むこと</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>（参画の原則）
第２７条　市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。
２　参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。</td><td rowspan="2">■条例に盛り込むべき項目と内容

(2) 市民参画のための仕組み
①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備（義務規定）
②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。（義務規定）
③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。（努力規定）

(3) 青少年・子どもの参画
①青少年・子ども（未成年の市民をいいます。以下同じ。）は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。
②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。（努力規定）

■意見が分かれた項目と内容（両論併記）
<table><tr><td>(1) 参画の原則
①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。（義務規定）
②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。（義務規定）</td><td>（1）参画推進の原則
①市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。</td></tr></table>
（4）に「住民参画推進評価委員会」を盛り込むこと</td><td></td></tr>
<tr><td>（青少年・子どもの参画）
第２８条　青少年・子ども（未成年の市民をいいます。以下同じ。）は、市政・まちづくりに参画する権利を有します。
２　市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりに努めます。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>（協働の原則）
第２９条　市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。
２　市の執行機関等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。</td><td rowspan="3">■条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 協働の原則
① 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。（義務規定）

(2) 協働のための仕組み
① 市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。（義務規定）
② 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体（自治会等の地域団体、ＮＰＯ法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携を図る。（義務規定）

(3) 参画と協働によるまちづくり条例
① その他必要な事項は、別に条例で定める

■意見が分かれた項目と内容（両論併記）

(4) に「協働推進評価委員会」を盛り込むこと。</td><td></td></tr>
<tr><td>（市民参画・協働のための仕組み）
第３０条　市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を推進するための仕組みを整備します。
２　市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。
３　市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。
４　市の執行機関等は、協働を推進するための仕組みを整備します。</td><td></td></tr>
<tr><td>（参画と協働によるまちづくり条例）
第３１条　参画と協働を推進するための基本的な事項については、別に条例を定めるものとします。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
【第５章　コミュニティ活動】 （地域コミュニティ活動） 第３２条　市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域コミュニティ活動を推進するよう努めます。 ２　市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。 ３　市の執行機関等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(1) コミュニティ（地域のまちづくり）** ① 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。（努力規定） ② 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。（義務規定） ③ 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。（義務規定） ■今後検討してもらいたい項目 地域自治、コミュニティ（地域のまちづくり）のあり方。	
（市民公益活動） 第３３条　市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとします。 ２　市の執行機関等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。		

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>

【第６章　住民投票】

（住民投票）

第３４条　市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

２　市長は、住民投票の結果を尊重します。

</td><td rowspan="2">

■意見がわかれた項目と内容（両論併記）

<table>
<tr><th>（1）住民投票</th><th>（住民投票）</th></tr>
<tr><td>①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。
②市長は、住民投票の結果を尊重する。
（義務規定）

（2）住民投票の請求及び発議
①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。
②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の１２分の１以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</td><td>（1）市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。
（2）年齢満１８歳以上の住民及び年齢満１８歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き３月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の５０分の１以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
（3）市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、２０日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。
（4）市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の１２分の１以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。
（5）市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。</td></tr>
</table>

</td><td></td></tr>
<tr><td>

（住民投票の請求及び発議）

第３５条　本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

２　市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の１２分の１以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

３　市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

</td><td></td></tr>
</table>

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
	③市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる ６　市長は、第２項の規定による請求及び前２項の規定により提出された議案について、市議会の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければなりません。 ７　市長は、第２項の規定による請求権者の連署が、直近の市議会議員選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれか高い投票率の六分の一以上の者の連署をもってなされたときは、第３項及び前項の規定にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。 ８　前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 ９　住民、市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果に従わなければなりません。 ■今後検討してもらいたい項目 住民投票の実施についての具体的な内容	

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
【第７章　国、他の地方公共団体等との連携】 第３６条　市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。 ２　市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。 ３　市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(1) 国、他の地方公共団体等との連携** ①市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。（努力規定） ②市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。（努力規定） ③市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。（努力規定）	

熊本市自治基本条例素案（案）	「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書	備　　考
【第８章　自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し】 （自治推進委員会） 第３７条　市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。 ２　委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議します。 ３　委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べることができるものとします。 ４　委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。 ５　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。	■条例に盛り込むべき項目と内容 **(1) 自治推進委員会** ① 市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置する。（義務規定） ② 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議する。（義務規定） ③ 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。 ③ 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成される。（義務規定） ④ 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。（義務規定）	
（最高規範性） 第３８条　他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。 ２　市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。	**(2) 最高規範性** ① 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。（義務規定） ② 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。（努力規定）	
（条例の見直し） 第３９条　市長は、この条例の施行後、４年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講ずることとします。 ２　市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえることとします。	**(3) 条例の見直し** ① 市長は、条例施行後、４年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。（義務規定） ② 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。（義務規定） **(4) 附則** ① 施行日 ② その他必要事項	

<table>
<tr><th>熊本市自治基本条例素案（案）</th><th>「熊本市自治基本条例検討委員会」報告書</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>附　則
この条例は、平成２２年４月１日から施行する。</td><td>■意見が分かれた項目と内容（両論併記）
<table><tr><td>自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」とする。</td><td>自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」に加えて「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」とする。</td></tr></table>
(1)⑤自治推進委員会の委員数、構成、公募委員の数、任期、再選の規定を盛り込むべき。</td><td></td></tr>
</table>